

「(仮称) 札幌市客引き行為等の防止に関する条例 (素案)」 に対するご意見の概要と札幌市の考え方

1 ご意見募集の実施概要

(1) 意見募集期間

令和3年(2021年)12月10日(金)から令和4年(2022年)1月17日(月)まで

(2) 意見提出方法

持参、電子メール、ファックス又は郵送

(3) 配布資料

(仮称) 札幌市客引き行為等の防止に関する条例 (素案)

(4) 資料の配布・公表場所

- ・札幌市役所本庁舎2階(市政刊行物コーナー)、13階(区政課)
- ・各区役所市民部総務企画課広聴係
- ・各まちづくりセンター
- ・札幌市公式ホームページ

2 提出者及びご意見の内訳

(1) 提出者数及びご意見の件数

ア 意見者数	776人、1団体
イ ご意見の件数	787件

(2) 提出方法

ア 持 参	759人
イ 電子メール	10人、1団体
ウ ファックス	4人
エ 郵 送	3人

(3) ご意見の内訳(素案の項目に沿って分類)

ア 「1 目的」に関すること	1件
イ 「2 客引き行為等の定義」に関すること	1件
ウ 「3 条例で禁止される行為(禁止行為)」に関すること	737件
うち「自店舗前の客引き行為等」に関すること	734件
エ 「4 禁止区域の設定」に関すること	1件
オ 「5 指導、勧告、命令、罰則等」に関すること	2件
カ 「6 責務等」に関すること	1件
キ 「7 情報提供・協力要請等」に関すること	2件
ク 「8 適用上の注意」に関すること	1件
ケ 「9 施行時期」に関すること	1件
コ その他	40件

3 条例（素案）からの修正点

次のとおり、市民の皆様からいただいたご意見を参考に、公表した条例（素案）の内容から修正しました。

修正箇所	6 ページ「自店舗前の客引き行為等」
修正前	禁止区域における自店舗前（自店舗の存する土地の前）の客引き行為等について、規制の影響を最小限にする観点から、原則として、自店舗前から 1 メートル以内の範囲を規制しない（規制の適用を除外する）こととします。
修正点	客引き行為等の禁止区域において自店舗前（自店舗の存する土地の前）から 1 メートル以内の当該店舗に係る客引き行為等を規制しないことについて、南 3 条線、西 7 丁目線、南 7 条線及び創成川通で囲まれた区域内においては適用しないこととしました。
修正理由	すすきの地区については、狸小路周辺や J R 札幌駅周辺と比較して、客引き行為等を行う者及び夜間帯の通行人が共に多く、歩道の幅員が狭い場所もあり、現にビル前で客引き行為等を行う者により通行の妨げが生じている場所が存在しています。 また、飲食店が集積するテナントビルが多くあるため、飲食店の建物の敷地の境界線から 1 メートルまでの範囲で客引き行為等を認めた場合には、その範囲に客引き行為等を行う者が多く現れるようになり、広く通行の妨げが生じる蓋然性が高いことが認められます。 したがって、前記修正点のとおり修正することとしました。 なお、上記の客引き行為等の禁止区域で例外的に認める客引き行為等については、規則で定めることとしており、客引き行為等の状況に応じて適宜見直しを行います。
意見概要	本書 3・4 ページ (3) 条例で禁止される行為（禁止行為）に関すること

4 ご意見の概要と市の考え方

(1) 「1 目的」に関すること

ご意見の概要	市の考え方
条例の名称について、「(仮称) 札幌市客引き行為等の防止に関する条例」とあるが、「禁止」としないのはなぜか。	客引き行為等を一律に禁止するものではなく、また、市の施策や事業者等及び市民等の協力によって客引き行為等を未然に防止することにより、目的を達成することができると考えていることによるものです。

(2) 「2 客引き行為等の定義」に関すること

ご意見の概要	市の考え方
客引き行為等に該当しない行為の中には、市民（市民運動団体など）が、禁止区域で「署名を募る」ことや「チラシやティッシュを配布する」ことなどの行為は該当しないのか。 もし、その行為をしつこいと感じて通報された場合の対処はどうなるのか。 誰が、どのような場合に行為の該当の可否を判定し、調査・勧告するのか。	いただいたご意見の行為は、相手方を特定して客となるよう誘う行為や役務に従事する者となるよう誘う行為には当たらないので、客引き行為等には該当しません。 そのため、いただいたご意見の行為について、しつこいと感じ通報された場合であっても、相手方を特定して客となるよう誘う行為に該当しない限り、本条例による指導、勧告、命令又は過料・公表（以下「指導等」という。）の対象とはなりません。 客引き行為等の該当の可否については、禁止区域内を巡回する指導員により、現場において行為の該当の可否を判断し、指導等を行うことを予定しております。

(3) 「3 条例で禁止される行為（禁止行為）」に関すること

ご意見の概要	市の考え方
客引きは迷惑なので全面禁止にしてほしい。障害を持っているので、見知らぬ人に声をかけられると疲れるし行きたくなくなる。客引きがいなくなればもっと行きやすいエリアになる。	本条例における規制の対象行為は、禁止区域における全ての業種の客引き行為等としております。一方で、客引き行為等は営業の自由として認められる行為であり、また、営業行為の一環として、通行の妨げにならない程度に自店舗の前で客引き行為等を行っている店舗もあることから、原則として、自店舗前から1メートル以内における客引き行為等を規制の対象から除外しています。 なお、禁止区域における自店舗前の客引き行為等については、いただいたご意見を基に、規制の対象から除外する区域について調査・検討した結果、前記「3 条例（素案）からの修正点」のとおり、修正しています。 今後、本条例が施行されましたら、指導員による禁止区域の巡回や、指導等の規定の適正な運用により、市民や観光客等の皆様が、安全に安心して通行し、又は利用できる街となるよう取り組んでまいります。
客引きは全面的に無くした方が良く考える。	
条例で自店舗前1メートル以内での客引きを認めることに反対です。 そもそもお客の立場からするとそのビルにある店舗の客引きかどうかなのかわからないし、客引き行為自体が不快であるのにそれを容認することにつながる様な条例は看過できません。強く反対します。再考願います。 ＜類似意見ほか 733件＞	
規制の対象にホストクラブやメンズパブ等の店は含まれるのか。客引きの中で最も邪魔でしつこく不快です。なお、ガールズバーの女の子達はまだ歩道の端に寄っていて迷惑にならないが、ホスト達はどんなに往来が激しくても、その内側に棒立ちしていて本当に邪魔です。無視をしてもチラシを胸の前限界に差し出したまま、ずっと追いかけてくるため、一番規制して欲しいです。	

また、居酒屋も客引きをやっているお店は悪質なぼったくり店に連れ込むケースが多いとよく聞くので規制には賛成です。客引き同士が、歩道の真中に集まって喋っていることも多く、ホストの次に邪魔です。 過去、何度かちゃんとしたお店に連れて行かれたケースもあるので真面目なお店には少し気の毒ですが、全面的に規制した方が歩きやすい街になると思います。	
---	--

(4) 「４ 禁止区域の設定」に関すること

ご意見の概要	市の考え方
現在、禁止区域は、北８条通から南７条線、創成川通から西７丁目通で囲まれた区域となっているが、さらに、麻生地区、北２４条地区、琴似地区、新さっぽろ地区を加えてはどうか。 地下鉄駅や JR 駅も近く、利用しやすいことから、自店舗の前で客引き行為のようなことが行われているのではと思う。 違反と思われる場合のパトロール強化と取り締まりの強化を徹底するべきです。	客引き行為等を規制することは、市民等の職業選択の自由及び事業者等の営業の自由を制限することとなるため、禁止区域は合理的な範囲内で定めることが適当と考えております。現状では、条例素案の禁止区域以外の区域については、規制が必要と認められる状況ではありませんが、今後、客引き行為等による市民等の通行又は利用への支障の状況に応じ、適宜見直しを検討してまいります。 なお、禁止区域内における違反行為の取締りについては、指導員が巡回した上で、指導等を段階的に行うことを予定しております。

(5) 「５ 指導、勧告、命令、罰則等」に関すること

ご意見の概要	市の考え方
指導勧告、命令に再三従わない事業者に対して、過料を科すことはもちろんのこと、HP 等で氏名及び住所、店舗の名称、所在地、公表の原因を掲載し、事業停止にするべきではないか。	禁止区域における客引き行為等を禁止することとし、命令違反があった場合には過料を科し、氏名等を公表することとしています。法的に認められている営業そのものを条例で停止することを定めることはできないものと考えております。
立入調査は具体的に誰が行うのか。 また、従業者は雇用されている従業員を指すのか。事業者の中には、全国のチェーン営業も含まれるのか。 従業者に対する罰則・過料は、禁止行為を拒否できない働かせ方もあるが考慮・勘案しないのか。	立入調査については、指導員が行うことを予定しております。 また、従業者は、営業者から利益を得て、一定の条件の下に当該営業者に対し労務を提供する関係にある者などの営業に従事する者をいい、雇用契約等の有無は問いません。 なお、全国にチェーン展開する事業者については、本市の区域内において事業を行っている場合には、事業者に含まれます。

	従業者に対する指導等については、「客引き行為を行うよう脅迫を受けていた」などの刑事上罰せられるべき他人の行為によって、無理やり稼働させられている場合等には、その実施について検討することを予定しております。
--	---

(6) 「6 責務等」に関すること

ご意見の概要	市の考え方
「市民等の役割」において記載のある「協力」とは具体的に何か。	市は、市民等に客引き行為及び勧誘行為を利用しないこと、事業者等に客引き行為等を行わないこと等を啓発する等の施策を実施しますが、市民等の皆様についても、役割として、これらの啓発等の施策への可能な範囲での協力を規定しております。

(7) 「7 情報提供・協力要請等」に関すること

ご意見の概要	市の考え方
市民が関係機関に情報提供を行いやすいようにしてはどうか。警察署、市民文化局区政課を情報提供先とし、情報を共有するとともに、連携を密にしていき、取り締まりを強化できるようにしてほしいです。 条例施行前に、飲食店の組合団体等より、意見を伺うようにしてはどうですか。説明会を実施してもらおうとよいです。	本条例が施行されることとなりましたら、関係団体への説明会等により、本条例についてしっかりと周知するとともに、市民の皆様から情報提供をいただけるよう、チラシや市公式ホームページ等への掲載により、情報提供先を周知してまいりたいと考えております。 また、指導等を行う中で得た他法令により刑罰の対象となっている客引き行為等に関する情報や、その他本条例の目的を達成するために必要な情報について、北海道警察などの関係機関に提供することで、適切な対応が関係機関において図られるよう取り組んでまいります。
警察・関係機関への情報提供とあるが、客引き行為を行われた者（通報者）の個人情報を守られるのか。	通報者に関する情報の保護については十分留意し、基本的に通報者の個人情報は提供しません。

(8) 「8 適用上の注意」に関すること

ご意見の概要	市の考え方
情報提供者や客などが通報したことで嫌がらせ（SNS で誹謗中傷等を含む）などの被害があった場合に、市はどのように責任を負うのか。	情報提供者に関する情報の保護については十分配慮しますが、店舗が独自で把握していた情報等により、いただいたご意見の事例が発生した場合には、市の人権擁護相談や北海道警察の相談機関等を紹介するなど、適切に対応してまいります。

(9) 「9 施行時期」に関すること

ご意見の概要	市の考え方
施行時期は4月なので、啓発活動をしてほしい。	本条例案が議会にて可決された場合、令和4年4月1日から施行されますが、市民等及び事業者等の権利の制限を含むものであることから、一定の周知期間を設けるため、指導等を含めた全面的な施行については同年7月1日からとしております。 この周知期間において、ポスター、街頭ビジョン、WEB サイト等の様々な媒体を用いて周知活動を展開してまいります。

(10) その他

ご意見の概要	市の考え方
条例を制定することに賛成します。 ＜類似意見ほか 2件＞	本条例案は、客引き行為等の防止に関する事項を定めることにより、公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用することができる環境の確保を図り、魅力と活力のある安全で安心なまちづくりに寄与することを目的としており、本条例の目的を達成するために、全業種の客引き行為等を規制するとともに、指導等を段階的に行うこととしています。 なお、本条例が制定されましたら、客引き行為等を防止するため、規制内容をしっかりと周知するとともに、新たに指導員を雇用の上、指導等を実施することにより、本条例の目的達成を目指してまいります。 また、指導等を行う中で得た他法令により刑罰の対象となっている客引き行為等に関する情報や、その他本条例の目的を達成するために必要な情報について、北海道警察などの関係機関に提供することで、適切な対応が関係機関において図られるよう取り組んでまいります。
条例を制定することに賛成しますが、実施に当たり、担当部署の職員にかなり負担がかかるのではないかな。	
客引き行為は迷惑なので良くないと思います。	
良くないと思います。 ＜類似意見ほか 2件＞	
入ろうとして、「混んでますから」とかの対応があるので、良くないです。	
居酒屋やカラオケの客引き同士でたむろし、通行の妨げになっている。 ＜類似意見ほか 3件＞	
楽しく飲みたいのに、しつこくされ気分を悪くする。また、安心出来ない。	
歩いている時に声を掛けてきて、つきまとってくるので迷惑だと思います。	
歩いていると客引きの様に声を掛けるだけで、人をばかにしている様子が多々あります。人に八つ当たりしているみたいで感じが悪い。	
見た目が怖い、ビル前に立たれたら怖い、しつこい、うるさい、ガラが悪い。 ＜類似意見ほか 2件＞	
すすきの地区に来る人達のほとんどが、行く店を決めて歩いているので、一部の2次会を探して	

いる人以外は迷惑かと思う。	
通行を妨害されることや一度断ってもしつこいことは危険な行為だと思います。事が起こってからでは遅いと思うので、こうした条例が出来ると安心して通行できると思います。 悪質な事が多いので、防止策も講じていただきたいです。	
客引きは、ぼったくりのイメージしかない。興味の無い店の話を聞く気もなく、時間ももったいない。観光客には安心してすすきの地区を歩いて欲しいので、絶対にやめていただきたい。 ＜類似意見ほか 1件＞	
コロナ禍から、やっと客が戻ってきてるのに、やはりそれに付け込んで、客を騙したりして店内に入店をさせるのは良くないと思います。	
客引き行為によって、観光客へススキノに近づくたくないイメージを与える可能性がある。	
すすきの地区のイメージUP、発展、より一層の繁華街の秩序を保つためにも、客引き行為に反対です。 ＜類似意見ほか 1件＞	
札幌は、安心して街が歩け時計台が鳴るきれいな街なので、イメージを損なわないようにしてほしい。すすきの地区は、障がい者の私にとっては、必要なくクリーンな街に戻すべきだ。	
昔に比べ、悪質なぼったくり店や女性の勧誘、風俗店等は規制が厳しくなり、かなり減少してきた。しかし、最近は、居酒屋などの客引きが増えている。すすきの地区のみならず札幌駅周辺でも見かけます。酔ったついでに一度付いて行きましたが、料理もこんなものかとがっかりした。観光で来られた方やたまにしかすすきの地区にいらっやらない方達に、すすきの地区の居酒屋のごく一部でもよくない評判がたつのは迷惑です。 お客様が本当に美味しかった、楽しかったと言ってもらえる様なススキノを目指してもうひとふんばり頑張っていきましょう。	

国で、もっと客引き行為の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）を厳しくすべきだ。	
以前より、客引き行為はかなり少なくなったと考えられるが、未だに多くの客引き行為は存在すると思われる。 少なからず違法な料金を請求される例もあり、今後被害者を増やさないためにも、店舗のみならず、客引きとして雇用されている人に対して罰則の強化も行い、根絶を目指すのが適当と思われる。 また、チェックする人の頻度を明確化し、厳重に監視することが必要で、規制をすり抜けて客引き行為が行われないような取組が必要と考える。	客引き行為等を行うことと行わせることに加え、客引き行為等を用いた営業を禁止にしており、違反行為を行った者に対して、指導等を段階的に行うことで、本条例の目的達成を目指すこととしております。 また、指導員による禁止区域の巡回を行うことで、客引き行為等の防止に取り組んでまいりたいと考えております。
お店決まっているのに、しつこく勧誘してくる。 自分の店が入っていないビル前等でウロウロしている客引きがおり、入りづらくなる。	すすきの地区以外については禁止区域内における自店舗前1メートル以内での客引き行為等を規制の対象外としています。自店舗前でない場合や自店舗前であっても通行人の通行を妨げる方法による場合は、規制の対象外とはせず指導等により取締りを行ってまいります。 また、規制の対象外とする客引き行為等については、客引き行為等による通行又は利用への支障の状況に応じて、適宜見直してまいります。
配達を行う側として、入り口前をふさがれるのは邪魔になるので困る。	
コロナ禍で自分の生き方や特に女性たちの生き方が夜の街に向かっているのは悲しい。ただちにやめさせるべきだ。規制をもっと厳しくしてほしい。	市では、平成17年に「札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例」（以下「ススキノ条例」という。）を制定しており、今後も北海道警察と連携の上、著しい迷惑行為となる風俗営業等の勧誘行為について規制を行ってまいります。
男性も女性も相手とならない客引きの目的は必要ない。断ることの重要性をもってほしい。これはいちごっこであるため、事業者の責任と市民の責任でクリーンなまちづくりをしてほしい。	市民アンケートによると、客引き行為や勧誘行為による声掛けを断れない等の意見があることも踏まえて、条例の制定により客引き行為等を禁止するものです。 また、市及び事業者には責務、市民には役割を規定し、それぞれが遵守していくことで、皆様が、安全に安心して通行し、利用できる環境を確保することができるよう努めてまいります。
風俗の悪質な客引きの取締まりが甘すぎる。飲食店やる前に徹底したらどうか。できない理由があるのか。飲食店ばかりきつく取締まり、悪質な風俗の客引きは、今まで通り注意のみの場合	本条例が施行されましたら、指導等を行う中で得た他法令により刑罰の対象となっている客引き行為等に関する情報や、その他本条例の目的を達成するために必要な情報について、北海道警察な

や、行ったらいなかったとかでちゃんと取り締まらないのが目に見えている。今現在がそうだから。	どの関係機関に提供することで、適切な対応が関係機関において図られるよう取り組んでまいります。
2年にわたるコロナ禍で、これまでまん延防止措置・緊急事態宣言もあり、飲食店・居酒屋・カラオケなどの営業は相当厳しいと思われるが、本条例案はススキノ条例を超える広範な営業にも広がっているようだ。客引き防止策が必要な実態が（体感・感情論ではなく）それほどあるのだろうか。札幌市の本意見募集要項内での条例の必要性を導くアンケートや実態調査結果（2～4頁）が、根拠が乏しいようにも思われる。なぜいま条例が必要なのか。	実態調査については、その後も実施しており、それらの結果からも、すすきの地区を中心に客引き行為等が数多く確認され、特にすすきの地区については、客引き行為等を行う者が、客を誘う等のため路上にたむろしていることに加え、路上で次々に多数の通行人を追従し、又は立ち止まらせるように声を掛けて店に誘っていること等により、声を掛けられた通行人のみならず、他の通行人の通行も妨げていることが確認されております。 このような状況は、市民や観光客等が公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用できる環境が阻害されているものと認められますが、このような状況を放置することは本市の安全で安心なまちづくりに支障を及ぼすものであることから、これを確保する必要があるため、客引き行為等を規制することとし、本条例を制定することとしたものです。
大阪市や新宿区などにもおおむね同内容の条例が制定（改定）されている。しかし実態は「いちごっこ」で、客引きに見えないようにやらされている、などの報道もあり、客引き行為を行わされている従業員・非正規労働者（賃金が少なく、お金のために仕方なくという従業者の声）も多数いるようで、条例の効果も疑われるとも聞くが、札幌市はその点も十分検討・考慮・勘案されたうえで意見公募をしているのか。 本来、このような雇用と事業実態を問題化し、市民生活を守るための「生きる手立て」を講ずる必要があるのではないかと。	同様の条例を制定している他指定都市（令和4年1月現在で9市）では、客引き行為等を行う者が、条例制定前に比べ、3～7割程度減少したとの結果が出ております。 また、いただいたご意見のような方々の状況に応じ、就職・労働に関する相談窓口を適宜紹介するなど、適切に対応してまいります。
本条例が制定される前提で、防止（禁止）範囲内に監視する職員（あるいは再雇用・警備職）を派遣して見張るなどの予算も必要になると思われるが、その情報は公表されるのか。また費用対効果の公表はどうか。	令和4年度の予算案として、本条例の制定により必要となる予算の概要を2月に公表しております。 また、本条例と同様の条例を制定している他指定都市の効果を検証の上、市における禁止区域を考慮し、必要な予算案を提出しているところです。

条例の制定に反対します。

【１ 審議会の部会の構成について】

本条例案の基となっている、「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」（以下「審議会」という。）の答申を確認したところ、部会を設置して検討したとありました。その部会の構成は部会長を除く４人のうち２人が防犯関係者でした。防犯関係者というのは、そもそも取り締まる側の人間あるいはその利害関係者であることがほとんどです。これでは結果は見えているようなものです。

【２ 立法事実の存在について】

一定の客引き行為については既に風営法や道、市の条例によって規制されており、それ以上の規制は営業の自由等の絡みからも、よほど慎重な検討が必要と思う。アンケート調査なども行っているが、既に法規制されている行為と今回新たに規制しようとしている行為とを区別して回答するのは、そんなに簡単なことではないと思う。それゆえ、調査方法の策定、結果の分析も相当慎重に行う必要がある。既にある法規制が十分に機能しているのか、それを超えて、本当に新条例の制定が必要なのかの慎重な検討なしに、単に表面的なアンケート結果のみで立法事実ありとすることはできないと思う。私は、既存の法規制で充分対応できるのではないかと考えている。アンケート結果は絶対的なものではなく、例えば違憲違法な行為を促すようなアンケート結果などは当然参考にすることはできない。

本件について、審議会の公表資料では、客引き・勧誘について市民からも肯定的な意見もあるが、それらについてどのように検討したか示されておらず、少数意見として無視したのだろうと考えている。さらに、委員からも規制に危惧する意見が出ていたようですが、それらについての事務局回答は、アンケートや実態調査の規制に肯定的な意見や調査結果を述べただけで、規制に否定的な意見等についての分析は示されていません。さらに、この条例案は観光客の安全安心も目的とし

審議会の部会については、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則に基づき、審議会会長により、大学、防犯団体、防犯関連企業、札幌弁護士会、札幌商工会議所を代表する各委員が選出されており、各委員の専門的知見から審議がなされた結果、答申を受けているものです。

立法事実について、アンケート調査のほか、実態調査を行った上で判断しており、審議会の答申があった後も引き続き実態調査を行っております。これらの実態調査で市内中心部において、多数の客引き行為等が行われ、通行の妨げとなっていることが確認されており、確認された客引き行為等は主に居酒屋やカラオケ店等によるものであり、既存の法令では対応できないものであることを確認しております。また、アンケート調査については、インターネットによる市民アンケートのほか、すすきの地区から大通地区までの居酒屋やカラオケ店等の利用者等へ実施しておりますが、これらの利用者等へのアンケート調査においては、既存の法令において規制の対象となっていない業種の執ようでない客引き行為についての意識を調査できるよう配慮しております。

なお、部会の審議は、市からの「客引き等を防止するための条例制定の是非等」についての審議会への諮問により行われたもので、委員の皆様からの様々な専門的知見による審議を踏まえた上で、その是非を判断したものであり、条例の制定ありきで審議がなされたものではありません。

ているようですが、その観光客に対するアンケート調査をほとんど行っていないように見えるのも立法事実との関係で気になるところです。いずれにしても、札幌市当局の姿勢は、アンケートと実態調査の都合の良い結果のみを金科玉条に何が何でも条例の制定ありきで進んでいるように見え、憤りを感じます。

【3 営業の自由の侵害について】

この条例案では、営業の自由を侵害するか否かが重大な問題になると思いますが、部会では営業の自由の侵害について懸念を示しているのに、事務局回答では、他政令市の考え方を列記するのみで、札幌市として真摯にこの問題に向き合っている姿勢がみられません。第2回部会配布資料4「営業の自由について」をみても抽象的な説明だけで具体的に細やかな検討がなされたとはとても思えません。同資料の枠内では、一方的矢印で、【客引き行為】が「通行の妨げ」→「市のイメージダウン」→「公共の福祉に反する」となっており、あたかも一方通行で公共の福祉に反するとの結論を導き出しているように見えます。しかし、私の理解では、【客引き行為】（営業の自由）→（※）←「通行の妨げ」「市のイメージダウン」（他社の利益、権利又は社会的利益）となっており、両者の利益の対立衝突する場面（上記※印の部分）で、両者を調整する概念が「公共の福祉」だと思ってきました。いずれにしても「公共の福祉」の概念は曖昧で権力側に都合よく利用される恐れも大きいので、たとえ営業の自由に制限を加える必要があるとしても、必要最小限の制限にとどめるよう慎重な考察と市民への丁寧な説明が必要だと思います。

店の営業方針として、客引きによる集客を考えるとそんなに悪いことでしょうか。客引きを職業とすることがそんなに悪いことでしょうか。個々の住民や事業者の自由闊達な活動を認めることこそ、街の活性化につながり政策的には優れていると考えることもできます。内容の空虚な公共の福祉論をお題目のように唱えているだけで営業

営業の自由については、審議会において、他指定都市の考え方や規制内容を参考に、各規制内容を合理的な範囲内かつ最小限の内容となるよう留意しながら検討いただいた結果を答申として受けております。

なお、令和3年に実施した実態調査の結果から、市内ではすすきの地区を中心に、現に客引き行為等によって通行の妨げが生じており、また、同年に実施したアンケート調査から、市民等の多くが客引き行為及び勧誘行為を好ましく思っておらず、これらに対して何らかの規制を設けることを求めていることが確認できています。

このような状況は、市民や観光客等が公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用できる環境が阻害されているものと認められますが、このような状況を放置することは本市の安全で安心なまちづくりに支障を及ぼすものであることから、これを確保する必要があるため、客引き行為等を規制することとし、本条例を制定することとしたものです。

の自由について具体的にどのような検討をしたのかさっぱり判りません。

【４ 審議会の答申等に示された意見について】

審議会の答申には審議会・部会における主な意見が記載されていました。これを読みますと「賛成」意見には、「イメージ」という語が何か所かでありますが、このような不明確な概念を用いて営業の自由を侵害するか否かの重大な事項にもかかわる判断をできるのでしょうか。インターネットで予約するのが基本などというのは全く独自の思い込みにすぎないと思います。「割れ窓理論」に言及する意見もありましたが、この理論については様々な疑問や批判にさらされており、到底この条例制定を正当化することはできないと思います。「割れ窓理論」は警察をはじめとする行政権力またはその追随者が都合よく引用する論に過ぎないでしょう。以上のように「賛成」の意見には納得のいくものがほとんど見当たりませんでした。

「反対」の意見については、すべて納得のいくものでした。

さらに審議会資料における「客引き・勧誘（スカウト）」についての自由意見等②」の肯定等7件にある意見もすべて同意できるものでした。前述のように繁華街で遊んでいるときに実際に客引き等の情報が役に立つ場合もあり、このような自然な触れ合いを一切封じ込めようとするのが本条例案です。

【５ 不寛容な社会の助長】

人間は各自、基本的人権を有し、自由に生き生きと創造的な活動ができる社会が人間の幸福のためにふさわしい社会だと私は考えます。しかるに、近年、さしたる根拠もないのに同調圧力が強く、厳罰傾向も進み、きわめて不寛容な社会になっていると感じています。本条例案もダメ、あれもダメ、これもダメと営業の自由や表現の自由等に制限を加えるあるいは萎縮させるような結果を強いることになりかねず、ますます不寛容な社会を助長することになりかねません。そのような息

審議会の答申については、委員の皆様の様々な賛成や反対の意見を踏まえた上で、示された結果であり、各意見に係るご意見への回答は差し控えさせていただきます。

なお、アンケートの結果は、客引き行為等に対する肯定的な意見もございしますが、否定的な意見が多い状況や実態調査を行った結果、市内中心部では客引き行為等が多く行われており、市民や観光客等が公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用できる環境が阻害されている状況にあることから、これを放置することは本市の魅力と活力のある安全で安心なまちづくりに支障を及ぼすものであることから、客引き行為等を規制することとし、本条例を制定することとしたものです。

市としまでも、市民の皆様が、自由に生き生きと創造的な活動ができる社会が望ましいと考えています。しかしながら、市民や観光客等が公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用できる環境の整備も同様に重要であることから、客引き行為等を規制することとし、本条例を制定する必要があると判断したものです。

苦しい社会を望むのでしょうか。私は断じて望みません。

【6 権力の本性】

権力は常に人民を抑圧する方向に動きます。そして、権力者は善人面してやってくるといわれています。この条例案の成立を許したら、次はイメージ向上などの名目のもとにティッシュ、チラシ配布行為や単なる呼びかけ行為等にまで権力は魔の手を伸ばして来かねないと危惧します。権力者は、営業の自由や表現の自由等に無関心、不信任、軽視等の否定的感情を持っている場合が多いでしょうから、この危惧は否定できないでしょう。これではあらゆる営業行為、表現行為も規制の対象になりかねないでしょう。

また、この条例案には警察その他の関係機関への情報提供も規定されています。新条例は、一種の治安立法の側面を有することになると思いますが、権力の危険性は、戦前の警察活動をめぐる歴史をみても明らかです。戦前とはいわず現在でも例えば道警ヤジ排除事件等をみれば危険性は明らかです。ちなみに、審議会の答申にもない「警察その他の」という語句をわざわざ付け加えているところを見ると、警察権力の危険性に無自覚な札幌市の姿勢もうかがえます。

本条例案のように、警察権力をはじめとする行政権力を肥大させるような方向に働く条例の制定には慎重の上にも慎重であるべきです。

【7 まとめ】

本条例案では、立法事実疑問があり、営業の自由に対する配慮にかけており、さらなら不寛容な社会を生み出すおそれや、警察権力をはじめとする行政権力を肥大化させるおそれがあるため、条例案のこの項目を検討するまでもなく、本条例制定には絶対反対です。

市としましては、市民や事業者などの権利を規制することについては、最大限慎重に検討されるべきものと考えています。そのため、ご指摘にあるようなあらゆる営業行為、表現行為を規制の対象とすることは、規制する合理的な理由がない限りは、規制の対象とはならないと考えております。

また、警察その他の関係機関への情報提供については、本条例の目的を達成するために必要な情報について、北海道警察などの関係機関に提供することができるようにすることで、本条例の目的を達成するための適切な対応が関係機関において図られることを目的として定めるものであり、条例全体を通して、ご指摘にもあるような行政権力を肥大させるような方向に働く条例を制定する趣旨ではありません。

なお、「警察その他の」は、他法令により刑罰の対象となっている客引き行為等に関する情報を提供することを明示するために付け加えたものです。

市としましては、審議会の答申を基に更に実態調査を行うなど検討を重ねた結果、客引き行為等の規制に係る法令や市の現状、市民等の意識、パブリックコメントの結果等を踏まえ、誰もが、公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用することができる環境の確保を図り、もって魅力と活力のある安全で安心なまちづくりに寄与することを目的として、本条例案を議会に提出することとしたものです。